

いずれも申告が必要です

既存住宅の改修に伴う固定資産税の減額の申告について

耐震やバリアフリー、省エネのための改修など、一定の要件を満たす既存住宅の改修については、申告により固定資産税が減額されます。

なお、減額措置を受けるためには、改修後3ヶ月以内の申告が必要です。申告書は市ホームページに掲載しているほか、資産税課（市役所2階）でも配布しています。不明な点はお問い合わせください。

耐震改修工事をした住宅

昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、令和2年3月31日までに耐震改修工事（工事費50万円超）をした場合、翌年度の固定資産税が、住宅部分120m²分までを限度に2分の1減額されます。

また、改修する住宅が「通行障害既存耐震不適格建築物（青森県地域防災計画で緊急輸送道路に位置付けられた道路にその敷地が接する建物のうち、地震によって倒壊した場合に道路通行を妨げる建築物）」に該当する場合は、2年度分減額されます。

バリアフリー改修工事をした住宅

新築から10年以上経過し、改修後の床面積が50m²以上280m²以下の住宅（貸家部分を除く）で、令和2年3月31日までに、バリアフリー改

修工事（自己負担工事費50万円超）をした場合、当該住宅に係る翌年度の固定資産税が100m²分までを限度に3分の1減額されます。

▼要件 次のいずれかの人が居住している住宅

- ① 65歳以上の人
- ② 要介護認定または要支援認定を受けている人
- ③ 身体障害者手帳または療育手帳などの交付を受けている人



▼対象工事 廊下の拡幅／

階段のこう配の緩和／浴室の改良／便所の改良／手すりの取り付け／床の段差の解消／引き戸への取り替え／床表面の滑り止め化

省エネ改修工事をした住宅

平成20年1月1日に存在し、改修後の床面積が50m²以上280m²以下の住宅（貸家部分を除く）で、令和2年3月31日までに、一定の省エネ改修工事（自己負担工事費50万円超）をした場合、当該住宅に係る翌年度の固定資産税が120m²分までを限度に3分の1減額されます。

▼対象工事 窓の改修工事（必須）／床の断熱改修工事／天井の断熱改修工事／壁の断熱改修工事（外気などと接するものの工事に限る）

■問い合わせ・申告先 資産税課（☎ 40-7029）

詳しくは問い合わせを

建物取り壊しの届け出は速やかに



毎年1月1日現在存在している建物には、固定資産税が課税されています。

市では建物の現況把握に努めていますが、特に未登記の建物の取り壊しについては、届

け出がないと把握できないことがあるため、課税される場合がありますので、速やかに届け出をしてください。

なお、登記建物の取り壊しは、法務局へ滅失登記の手続きが必要です。また、火事や自然災害によって住宅を取り壊した場合、土地の固定資産税に、住宅用地の特例措置が引き続き適用になることがありますので、お問い合わせください。

■問い合わせ・届け出先 資産税課（☎ 40-7029）

対象者は
受診してください

身体障害者巡回診査・更生相談事業

身体障がい者の手帳交付や再認定を受けようとする人などの診査と更生相談を行います。料金は無料ですので、該当する人は受診してください（事前の申し込みは不要）。なお、当日の診査のみでは判定できない場合もあります。

▼とき 7月1日（月）、午前9時30分～正午（受け付けは午前9時～10時30分）

▼ところ 市役所3階会議室

▼実施科目 整形外科（肢体不自由）

▼対象 身体障害者手帳の交付または再認定を受けようとする人／補装具の交付を受けようとする

ために判定が必要な人／障がいの程度に変更があると思われる人／身体障がい者で、生活、医療、施設入所などの相談を希望する人

▼持ち物 身体障害者手帳（所持者のみ）、印鑑、マイナンバーがわかるもの

※身体障害者手帳の交付（再交付）を申請する人は、顔写真（縦4cm×横3cm）1枚が必要です。

■問い合わせ先 障がい福祉課（☎ 40-7036）

※身体障害者手帳の障がい程度の再認定が必要な人は、指定医師のいる医療機関でも再認定診断書が作成できます（有料）。

みんなで支え合い
明るい社会へ

社会を明るくする運動

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

社会を明るくする運動は、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生に理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

『犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう』『犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう』の2つを行動目標として掲げ、「出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと」「帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと」「薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること」「犯罪をした高齢

者・障がい者等が、社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作ること」「非行少年が学びを継承できる環境を作ること」を重点事項に運動を展開します。この機会に、立ち直ろうとする人を受け入れ、支えるために何ができるか考え、できることから始めてみましょう。

7月は強調月間として、決起大会を行います。

▼とき 7月7日（日）、午前10時30分～正午

▼ところ 市民文化交流館ホール（駅前町、ヒロ口4階）

■問い合わせ先 福祉総務課（☎ 40-7037）

市民活動を
FMラジオで
発信!!

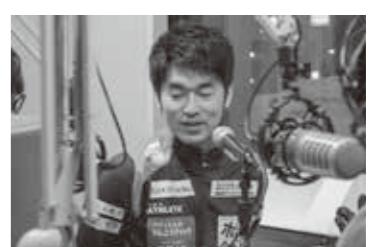
「つなげよう！市民のチカラ！」放送中です

スポーツで地域を盛り上げる

弘前Jスポーツプロジェクト

スポーツを通して子どもたちの夢と可能性を引き出すことや、地域文化に活力を与えていくことを目的に設立した団体です。

弘前からJリーグを目指す「ブランデュー弘前」を運営するほか、サッカー経験者と初心者が一緒にプレーできる「走らないサッカー」を開催するなど、青少年の育成や健康維持にも尽力しています。



弘前Jスポーツプロジェクト
副理事長 西澤さん

FMアップルウェーブ（78.8MHz）の日曜午後5時からの生放送番組「わがままWAVE It's Cool」内で、町会やNPOをはじめとする市民活動の実践者が生出演し、活動の魅力を発信するコーナーです。毎月第4日曜日、午後5時10分ごろから放送されますので、ぜひお聞きください。

■問い合わせ先 市民協働課（☎ 40-7108）